

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

福島県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関（薬局）の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（解説）

※国が作成しているガイドライン（「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」（令和5年5月26日（初版）））等を参考にしている。

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、病床、外来医療、医療人材及び感染症対策物資の確保の強化等に向け、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が改正された。
- 新型インフルエンザ等感染症等への対応と合わせ、通常医療の確保に向け、広く地域の医療機関の機能や役割を確認し、医療提供の分担・確保を図るため、関係機関と協働し、医療措置協定の締結を進めるものである。
- 新興感染症とは、感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を指すが、新興感染症の性状、感染性などを事前に想定することは困難であるため、まずは、これまでの教訓を生かせる新型コロナへの対応を念頭に置く。

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対 応 時 期 (目 途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）					
医療提供対象者	訪問しての服薬指導		オンライン服薬指導 及び薬剤等の配送		健康観察	
	対応 可否	対応可能人数 (人/日)	対応 可否	対応可能人数 (人/日)	対応 可否	対応可能人数 (人/日)
自宅療養者	可	〇〇	可	〇〇	可	〇〇
宿泊療養者	可	〇〇	可	〇〇	可	〇〇
高齢者施設等	可	〇〇	可	〇〇	可	〇〇

※各対応における対応可能人数は、参考記載

(解説)

- 対応可能人数（人/日）については参考記載とし、対応可能な最大値を見込み数として記載いただきたい。
- オンラインによる服薬指導については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）と同様の特例措置が適用された場合を前提とし、電話による服薬指導も含むものとする。
- 薬剤等の配送については、薬局自らが配送する必要はなく、配送業者に委託することも含む。また、発生・まん延時に配送できる体制を取ることができれば平時から配送の体制を整えておく必要はない。
- 服薬指導を訪問にて行う場合は、薬剤等も持参することが前提となるため、薬剤等の配送が不可でよいが、オンライン・電話による服薬指導を行う場合は、薬剤等の配送も併せての協定締結を想定している。

(個人防護具の備蓄) **任意事項**

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

(乙における〇ヶ月分の使用量)

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
〇〇〇〇枚	〇〇〇〇枚	〇〇〇〇枚	〇〇〇〇枚	〇〇〇〇枚 (〇〇〇〇双)

(解説)

- 協定における個人防護具の備蓄は任意事項であるが、協定で定めることが推奨されている。
- 備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨する。その上で、備蓄に関する平時の支援については、国において保管施設整備の支援について検討する。
- 回転型での運営のために、施設内に保管施設を確保することが望ましいが、施設外の保管施設を利用するなどにより使用量2か月分などの備蓄を確保するのもよい。
- 個人防護具備蓄の対象物資（品目）は、サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の5物資とする。
 - ※ N95 マスクについては、DS2 マスクでの代替も可能とする。
 - ※ アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれる。
 - ※ フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能とする。
この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨する。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2ヵ月分を確保しているのと同等として取り扱う。

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、福島県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(解説)

- 個人防護具の備蓄に係る費用は、医療機関において負担する。また、新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時に、その感染症の性状等を踏まえて、国において必要な支援を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(解説)

- 国は、新型インフルエンザ等感染症等の発生後、発生等の公表前においても、都道府県と医療機関との間の調整や準備に資するよう、先行して対応する感染症指定医療機関の実際の対応に基づいた対応方法も含め、国内外の最新の知見について、随時、都道府県及び医療機関等に周知を行うこととしており、それも踏まえ、県は協定締結医療機関に情報提供を行う。

- 新型インフルエンザ等感染症等の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保状況などが、事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応する。国により当該判断が行われた場合は、県は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行う。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(解説)

- 協定は双方の合意に基づくものであり、医療機関側の事情変更等があれば協定の内容を見直す協議を行う。

- 変更等のタイミングとしては、事情等があれば随時変更可能であるが、例えば予防計画や医療計画等の見直しのほか、年に1度の状況報告の際などが考えられる。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

(解説)

- 「感染症法等に基づく措置」とは、感染症法第36条の4第1項から第4項までを示している。具体的には、以下のとおりである。
 - ① 公的医療機関等の管理者が正当な理由がなく措置を講じていないと認めるとき、当該措置をとるべきことを指示
 - ② 公的医療機関等を除く医療機関が、正当な理由がなく、措置を講じていないと認めるとき、当該措置をとるべきことを勧告
 - ③ 医療機関の管理者が、正当な理由がなく、②の勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し必要な指示
 - ④ ①又は③の指示をした場合において、これらの指示を受けた管理者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、その旨を公表

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うよう努める。

(解説)

- 感染症法に基づき、第二種協定指定医療機関は、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うよう努める。
協定に基づく措置の実施の状況等に係る具体的な報告方法等については、国から今後示される方針等を踏まえ、別途お知らせする。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。また、平時から感染症対応に注力し、新型インフルエンザ等感染症等の発生後速やかに当該感染症に対応する体制を確保できるよう努めることとする。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(解説)

- 「研修」や「訓練」を医療機関が実施するにあたっては、それぞれの医療機関で実施するか、または国や国立感染症研究所、都道府県、他の医療機関等が実施するものに（スタッフを）参加させることとなる。
- 研修や訓練の内容については、P P Eの着脱や、その他院内感染対策について等を想定している。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。